

# 月報

1987 3 月 號



シンガポール日本商工會議所



# 〈 目 次 〉

(1987年3月号)

|                           |                         |            |    |
|---------------------------|-------------------------|------------|----|
| ドル相場の回顧と展望-----           | (東京銀行(株)) -----         | 小堀 公男----- | 1  |
| シンガポール・オフショア市場-----       | (株三菱銀行) -----           | 埴 道夫-----  | 11 |
| シンガポールにおけるアマチュア・写真あれこれ--- | (富士写真フィルム(株))           | 七条 光弘----- | 21 |
| 会員紹介-----                 | (三洋空調製造シンガポール(株)) ----- |            | 28 |
| 理事会の動き-----               |                         |            | 29 |
| 2月号の主な経済記事-----           |                         |            | 34 |
| 広 報 欄-----                |                         |            | 43 |
| 資料案内-----                 |                         |            | 44 |
| 編集後記-----                 |                         |            | 46 |

# ドル相場の回顧と展望

東京銀行シンガポール支店

小堀 公男

今日、私たちの生活において外国為替市場の動きは、毎日の天気予報を聞く程に身近になっている様です。特に海外に生活していると日本にいるよりも、何かと毎日の生活に直接関係する機会が多いと思われます。

現に当地においても円高の影響で、日本車をはじめ日本製商品は値上がりしていますし、日本に円で送金しようとするれば、今まで以上のシンガポール・ドルが必要となっています。この結果、日本製品の購入は控えて、当地製品で代用するとか、送金は取り取えず見合わせ、こちらで預金しておこうとかいった考えも出てくると思います。

今まさに、国際通貨市場で、その動向を決めるポイントとなっているのも、実はこの考え方なのです。

そこで以下、まず、現在の通貨市場の状況、即ちドル安を招いた背景について触れた後、今後のドルの行方について考えて見たいと思います。

## (1) プラザ合意（米国の通貨戦略）

まず、上で触れた為替相場の変動による影響（考え方の変化＝外国製品を買え控えて国産品にする等々）が、世界経済の中で期待された効果について見てみましょう。

米国は、1982年頃から年々貿易収支の赤字が拡大（輸入が輸出を上回る状態）、昨年はなんと1,400億ドルを超える程に膨れ上がってしまいました。この数字は、1982年が112億ドルだったことから見ても、いかに大きなものか想像出来ると思います。

米国は、この対外収支不均衡是正にもちろん何もしなかった訳ではありません、輸入規制や輸出振興の為の国内産業活性化等々を行って来たのですが、その中であって通貨戦略はとりわけ重要な位置を占めるものでした。即ちドル相場の調整（ドル安）に、その解決を求めたのです。



（ドルが下がれば、米国においては、輸入価格の上昇となり、輸入財に代えて、国内財への切り替わりの動きが出て来て輸入が抑制されます。その一方輸出価格は、外国のそれよりも相対的に低くなるので価格競争力が向上し輸出の増加が期待出来ます。又輸入価格の上昇は、国内物価を引き上げ、ひいては国内の支出の抑制となります。この結果は輸入を減少させる一方で輸出余力を拡大するといった効果に繋がります。）

これは、1985年9月に開催された5カ国蔵相会議（G-5）で、米国主導の下ドル高是正の為に各国は協力するという形で具体化され、（所謂“プラザ合意”）それ以降、各国協調しての市場介入や利下げ等により現実に大きくドルは下落しました。

円とドルの関係でこれを見ますと、この1年半程の間に何と当時の230円前後から150円台へと大きくドルが下落（円高）しています。

さて、それではこの間に米国の対外不均衡は、大きく是正されたのでしょうか。残念ながら上で述べました様に1986年通年では、1,400億ドル超と史上最高を記録しました。

もちろん、月間ベースで見ると年後半に至り若干改善の兆しが出ていますし、そもそも為替調整の効果を早急に期待することも、正しいとは言えません。

（これは、Jカーブ効果と言われていて、為替相場が変動しても価格と数量の関係から調整効果が現れるまでに時間がかかり、短期的には逆方向に動く現象です。）

しかし、その一方でドルの下落が急激であったことから日本を始めドルに対して切上がった通貨国では、需要サイドで輸出から国内への転換が、うまく行かず景気の減速という現象が出て来ました。この結果、現実に米国から、これらの国に対する輸出も思うにまかせない状況となってしまいました。（特に米国＝ドル建＝との取引量の多い日本では、円高不況として大きな問題となっていることは、周知の通りです。）

更に最近では、ドル安を狙って来た米国自身においても、急激なドル下落がインフレ（国内物価の上昇）をもたらすのではないかとの声も出始め



ていますし、同じくドル下落は外国投資家が米国への資本投資を引き上げたり拡大を渋ることとなり、ドル暴落へ繋がる危険性も指適され始めています。（後で述べますが、米国経済にとって最大の問題は、貿易収支の赤字と財政赤字ですが、この財政の赤字の多くの部分は、海外からの資本流入に依存しているのが現状です。／家計でいえば、支出が収入を上回り、これを外からの借金で埋め合わせている状態）

そこで、米国もプラザ合意以来の変化を踏まえ、最近では為替調整（ドル高是正）より、為替安定と引替えに内需拡大による各国の景気拡大を迫る戦略に移って来ています。これは、先月（2月21／22日）パリで開催された G-5 にて明確化されたことは、記憶に新しい所です。

以上が、現在のドル安の背景と現状ですが、今一度まとめてみますと、米国が抱える経済の病根（貿易赤字／財政赤字）を国際通貨面からはドル高の是正に向けての国際協調という処方せんで治療を試みたといえましょう。しかしそれだけでは、うまくいかず、相手国の景気低迷や米国内のインフレ懸念といった副作用も出て来たことから、今一度治療方法を考え直すとしているのが、現状といえるでしょう。

従って今後のドル相場についてもその基調を左右するのは、やはり米国の2つの赤字（とりわけ貿易赤字）の動向といえましょう。そして新しい治療法の効力を考えることが、今後のドル相場の行き方を考えることになると思われます。

## (2) 米国経済の病根（双子の赤字）を生んだもの

さて、これからの見通しに触れる前に話しは少し逆登りますが、米国経済の病根である双子の赤字について簡単に触れておきたいと思います。

米国では、1981年にレーガン政権が誕生すると、強いアメリカを目指して経済面では、レーガノミックスと言われている経済政策が採られました。これは、減税と諸規制の廃止を中心とした民活策で、個人面では、減税による消費の拡大と経済成長の為に必要な貯蓄率の上昇を狙ったもので、企業面では、企業減税と貯蓄増強が投資を刺激し、規制の緩和が企業活動を活発にする結果、労働生産性は上昇、経済成長も高まるといったシ



ナリオでした。

この結果、米国経済を、むしばんでいた最大の原因であったインフレは収まり、経済も高度成長を達成しました。ところが同時に、大幅減税や強いアメリカを目ざした軍事支出の増加、社会保障費の削減が議会の反対で思い通りにいかなかったこと等々から81年度(80/10月~81/9月)には、790億だった財政赤字は急増し、86年度には2,200億ドルにも達する様になりました。

さらに、これが高金利を生んだ上、当初はレーガン政権の標榜する強いアメリカにも信任が集り、実力以上のドル高が継続して多くの産業が輸出競争力を失った上、米国の主要輸出品である農業も苦境に立つことになりました。

この様な中で、米国は85年に至り経済成長の鈍化の兆しが出て来た一方、ドル高による対外不均衡の拡大と、それに伴う国内での保護主義の台頭という状況に直面しました。この自国経済の現状を踏まえレーガン政権より出て来た通貨政策が“ドル高是正”であり、これは従来の米国の対外経済政策の大きな変更でありました。

以上が現在のドル安の契機となったプラザ合意が出来た背景です。それでは、次に今後の相場動向について考えてみましょう。

### (3) 為替安定の必要条件とは

昨年の10月末、宮沢蔵相と米国のベーカー財務長官との間で、為替安定の為の共同声明が発表されました。これはプラザ合意以来調整が成されて来た円・ドル相場の調整は今や両国の<sup>(注)</sup>ファンダメンタルズと大合致するという内容のもので、市場ではプラザ合意の為替調整(ドル高是正)に一応終止符が打たれたとの見方が出てドルが戻り高となる場面が見られました。

しかしこの様な声明が発表された背景は、決して米国の経済の改善や双子の赤字の解消に確信が出て来た訳では無く米国政府が中間選挙を前にして、国内の民主党を中心とした保護主義圧力をかわす為、日本の内需振興(この時、日本は公定歩合の引下げと補正予算を組んだ)、と引替えに、



日本が求めていた為替安定に前向きの姿勢を示したというのが一般的な見方でした。

現に、為替市場においても、この日米共同声明の後、暫く相場は小康状態を保ちましたが、その後再びドルは下落を始め一時150円を割り込む程になりました。

では何故、この様な声明にも拘らずドルは再び下落したのでしょうか、答えは簡単で、米国の経済の好転や双子の赤字の解消に確信が出て来た訳では無い上、ドル下げ場面でのドル下落防止策も限られたものだったからです。確かに日銀のドル買い介入はありましたが、米国側からの協力姿勢（協調介入や金融政策の手直し等）は、はっきりしたものではありませんでした。

要するに、現在のドル安を招いた構図に変化が無かった上、相場安定の為の方策も具体的には、ほとんど何もとられなかった為といえましょう。

それでは、先月のG-5の席上で、各国の内需拡大の方策と為替安定の為の各国協力がうまく成立したでしょうか。

会議の詳細については、発表されていませんが、協調介入については何らかの合意があった様です。しかし会議の前に米国側から提案のあったレファレンス・レンジ（参考相場圏）構想が話し合われなかった事にも象徴される様に、米国を含め各国の思惑の相違や技術的問題もあり、残念ながら基本的な各国の考え方の確認といった程度のものに留まったと考えるのが妥当と思われます。

何故ならば、各国の政策協調の合意（即ち世界経済の安定成長を維持しつつ対外不均衡の是正を図る為には、為替相場はもちろん、経済政策全般についての協調が必要）は、既に昨年中に協調利下げという形で何度か示されており、今年については、各国個々の事情もあり、これ以上の大きな進展は難かしい状況にあるのではないかと考えられています。又、日・欧の財政拡大策による内需振興にもすぐには大きな成果は望めそうもないからです。他方、為替安定についても、G-5後も肝心の米国側は沈黙していますし、今年に入りニューヨーク連銀がドル買い介入を行ったとされた時

も米政府はコメントを避けており、米政府の介入に対する姿勢は、今一つ明確ではありません。未だドル安容認を日本や西独の内需拡大への圧力の切り札として捨て切っていないフシさえあります。

従って、昨年10月の日米共同声明の様な効果はあっても、永続的なドル相場の安定に役立つ合意とは、理解し難いと思います。

要するに、現在のドル安基調に変化をもたらす為には、その元凶である双子の赤字の解消が必要であり、やはりその根本的解決は、協調介入といったものではなく米国の産業活性化や内需抑制（財政赤字削減）、先進国主導での世界経済の拡大維持の達成が必要となりましょう。そしてこれら（各国の産業・社会構造の変革）は、今まさにその動きが始まったばかりと言えましょう。

従って、この様な世界経済の現況の中から今年一年を展望してみますと米国政治・経済情勢の脆弱化・世界的な低成長・累積する中南米債務問題等ドル（米国）を巡る環境は引続き良いものとは考えられず、ドル安基調が今年も続くものと考えざるを得ません。流れとしては当面は現水準での保合推移、その後年央にかけては、一段とドル安が進み、ドルの底値を確認、そして年後半には、ドルが持ち直すといった展開を予想します。円・ドル相場でいえば、140円から165円のレンジを中心としたものになりましょう。

（注）ファンダメンタルズ

ボン先進国首脳会議の席上、カーター米大統領が使った時から、一般に使われる様になり、経済成長、物価、国際収支等、国際経済を安定させる為の、基礎的条件を指すもの、と一般に考えられています。

#### (4) 明るさの見えない米国

それでは、次に上で述べました今年の米国（ドル）を巡る諸要素について簡単に説明しておきましょう。

まず米国政治・経済情勢の脆弱化という点ですが、政治的には何といってもレーガン政権に対する信頼が揺らいでいる点です。中間選挙にても示された通り、米国内にては、貿易赤字拡大・農政の無策等々、政府の政策



に対する風当りは高まる一方ですし、イラン武器輸出問題等国際政治面でも失点が続いており、政権内部でも不協和音が高まっています。又経済の面でも、これまで景気を引っばって来た個人消費にも伸び悩みが見られますし、住宅部門でも需要の一巡や今回の税制改正の影響から低迷が予想されています。又貿易赤字については、ドル高是正の効果や内需の鈍化から縮小に向かいましょうが、海外の景気の盛り上がり不足や米国農産物輸出の不振、さらにはカナダやアジアの新興工業国よりの輸入の堅調、中南米向輸出の不振等より大きな改善は、望めそうもありません。

(米国の輸入に占める日本の割合は2割程度で、ドル高の是正がほとんど成されていないカナダ・アジア新興工業国等からの輸入が4割近くを占めています。他方輸出では、中南米向が累積債務の嵐の中、近時大きく落ち込んでいます。)

更に、財政赤字についても、年頭にレーガン大統領が、その削減に強い意欲を示しましたが、内容的には前提となる経済見通しが楽観的、更には非国防歳出が大幅に削減される一方、国防費の抑制が無い等々、当初より大幅な赤字削減については、悲観的見方が大宗を占めています。

そして最後に中南米の累積債務問題について触れておきましょう。中南米諸国は、米国の裏庭とも呼ばれ、貿易・投資等米国との経済的つながりは、とても強いものがあります。

ところが、これらの国は、一次産品市況の不況や経済政策の失敗等々より、ここ何年にも亘り海外からの借入れの返済が出来ない状態が続いています。この為、米国自身の経済に悪影響をもたらしているのはもちろん先進諸国が協力して輸入を拡大したり、或いは金利負担軽減に繋る利下げを行う等によって経済環境の良化を図っていないと、米国のみならず先進国を含め世界経済にとっても大きな打撃を与えるという意味で重要性を持っています。この問題については、IMF等国際レベルでの援助、経済指導に加えて現在求められているのは先進諸国の景気拡大による(累積債務国からの)輸入増加、各国協調での利下げ(債務の多くは、ドル建ですのでドル金利の低下が、ポイントですが、他方米国は、その財政赤字の多く

を海外からの資本流入に頼っている為、単独で引き下げを行うと、資本の流入が細る可能性があります。)等で、先月のG-5の席上、緊急議題として採り上げられたのもこの様な理由からです。

しかし、一次製品の不況や、世界経済の低迷等々、状況に著変がないことを考えれば、なかなかこの問題に好転の兆しが見られないというのが現実でしょう。

#### (5) 投機性を増す外 為市場

以上、現在のドル相場を巡る状況と、今年の相場動向をお話した訳ですが、最後に短期的な相場変動に大きな影響を与える市場心理について触れたいと思います。

(注)  
為替市場に直接・間接に参加している人々の中には、色々な目的の人がいます。或る人達は、1年或いはそれ以上の長いレンジで相場を見ているでしょうし、或る人達は、極端的に言えば1分、2分と言った単位で見ているでしょう。前者の例としては、海外への長期投資の為替リスクを考えている人達、又後者の例では、所謂為替ディーラーが挙げられると思います。又中間では、輸出入業に携さわっている人達でしょう。

この様な様々な人達が己々の目的のもとで為替市場において売買を行う事から、長期的には各国の経済の基礎的条件を反映して動く相場も一時的には、様々な動きを見せます。

例えば、3カ月先に輸出代金としてドル資金を受け取る予定の人が、3カ月後ドル安になると考えれば、その目減りを防ぐ為、早目にドルを売ってしまうでしょうし、3カ月後に輸入決済の為ドルを買う必要のある人は、ギリギリまでドル買いを遅らせるでしょう。この様に市場の相場予想(市場心理)が、ドル下げに傾むけば、その時点ではドルを売る人が増える一方ドルを買う人が減ることになります。この結果が、市場の需給に一時的に偏りを生じせしめ、相場を大きく動かすことになります。

特に最近では、実需取引に基づく売買だけでなく投機的な目的からの売買の量が極めて大きくなっていますので、先行の思惑から一時的に動く資金量も急増しており、これが短期的に相場を一方方向に大きく動かすこと



がよくあります。（これはオーバ・シュートと呼ばれています。）

我々、銀行のディーラーは、お客様との取引のカバーや自己勘定で為替の売買を行っていますが、ある程度長い期間の相場動向を考えての操作はもちろんです。目先（正に1分～2分）を眺んでの操作も日々行っています。例えば、米国の貿易収支が悪くなったとの報が出れば、ドルを直ちに売り、ベーカー米・財務長官がドル相場は、下り過ぎと発言すれば、ドルを買うと言った具合です。

ここには、“米国の貿易収支が悪化すれば、米国の為替調整（ドル安）圧力が強まり、ドルが下る”と市場参加者（広い意味で）が考えるだろうとの思惑が働いているからです。

（後者の場合は逆です。）

従って、長期的なトレンドとは別に、短期的な相場の流れを追う時は、以上の様な動きにも充分注意しておく必要があります。

（注）外国為替市場

通常、ニュースなどで外為市場と呼ばれているのは、銀行間で為替売買を行っている市場のことです。今日では、一部欧州で証券取引所の様に実際に集まって売買を行っている所もありますが、大宗は、電話やテレックス或いはブローカーと呼ばれる仲介業者を通して互いに売買を行っている市場で実際に見ることの出来ない市場です。銀行以外で売買を行う人は、通常銀行を通じて行うので、直接の市場参加者は銀行、間接的参加者は輸出入業者等その他の関係者と言えるでしょう。

## ⑥ おすび

さて以上今年もドル安基調継続との予想となりましたが、最後に円高（ドル安）に関する私の雑感を述べて結びにしたいと思います。

私は仕事で、ニューヨーク、ロンドンと生活したことがあります。もちろん期間も短期間ですし、そこで知り得た社会も広い訳ではありませんが、どちらの国についても一般的に言えば、身の回りの物資の豊さでは、日本は引けをとりませんが、生活全般の豊さという点では、G N P等の数字とは裏腹に格段の差があるとの印象を受けました。

もちろんこれは、基本的には、資本主義経済の発展過程、社会構造等個有の相異にある訳ですが、とはいえ何故、現実の生活実態にこれ程の大きな差があるのでしょうか、やや独断ですが、彼らの豊さの一部は我々日本人による安くて質の高い財やサービスの提供に依存している面が多々あるのではないのでしょうか。

その意味からすれば、貿易不均衡是正の為の為替調整（円高）とは、本来我々の国民ストックの蓄積となるべきものが、相場調整の名の下に一部海外に流出してしまったとは考えられないのでしょうか。何か我々日本人が割りを食った様な気がしてならない昨今です。



# シンガポールオフショア市場

(株)三菱銀行  
谷 道夫

## 1. オフショア市場とは

オフショア市場とは通常「非居住者からの資金調達および非居住者に対する資金運用（いわゆる外—外取引）が金融上ならびに税制上の制約の少ない自由な取引として行われている市場」と定義されているが、その性格により次の3つの型に分類される。

### (1) ロンドン型

もともと国内金融市場における取引が、居住者についても非居住者についても自由であるために、取引の活発化と共にオフショア市場が自然に生成発展したものの。

### (2) ニューヨーク型

国内金融市場に諸規制が存在するためにオフショアの機能を従来持っていない国または都市などが、外—外取引を誘致する目的で法制的または人為的に機能を与えられて創設された市場。

### (3) タックスヘイブン型

税制上の特別優遇措置が大きいために、外—外金融取引のブッキングのみを行っているもので、カリブ海のオフショア市場がこれに該当。

## 2. シンガポールオフショア市場の成立

シンガポールオフショア市場は前記の分類の内ニューヨーク型に属するが、その公式発足はバンク・オブ・アメリカがAOU（アジア通貨単位）勘定設置を認可された1968年11月1日とされる。（AOU勘定とは、国内勘定と区分経理されアジアにおけるユーロダラー取引即ちアジア・ダラー取引のみを記帳するために設けられた特別の勘定）即ち米国西海外に本拠を置くバンク・オブ・アメリカは、カリフォルニア地域の銀行に大量の華僑資金が預金されていることに着目し、華僑資金の供給源であるアジア

地域でこれを一括吸収し、同地域での資金需要に応じようといういわばアジア地域でのユーロ・달러市場設立の構想を持っていた。当初は地理的条件や交通・通信設備の完備、金融業に適した労働力、制度・諸規制の自由さなどの条件からアジア・달러の本拠地を香港に設ける方針で香港政庁と交渉したが、15%の預金利子税源泉徴収免除が受け入れられず、一方シンガポール当局は非居住者外貨預金に対する利子課税の免除を打ち出したことからバンク・オブ・アメリカはアジア・달러取引の拠点をシンガポールに設けることとなった。

こうして初年度末A C U総資産額30百万米ドルの規模で発足したアジア・달러市場はその後幾多の積極的助成措置により急速に発展1986年11月末現在A C U総資産額1885億米ドルにまで拡大している。

### 3. 主要促進政策

オフショア市場発足以後の主な市場育成措置は次の通り。

- (1) 1968年 — 非居住者保有外貨預金利子に対する源泉課税の免除（市場開幕）
- (2) 1971年 — シンガポール開発銀行債100百万米ドルを第1号としてアジア・달러債の発行が許可されここにオフショア資本市場が開幕。
- (3) 1972年 — A C U勘定の流動性規制（20%の準備資産維持）及び現金準備積立（6%）を廃止、又、C D（譲渡可能定期預金証書）や約束手形に対する印紙税の撤廃。
- (4) 1973年 — 非銀行非居住者顧客向け融資より得られるA C Uの利子収入に対する法人税率40%を10%に軽減。  
初めて居住者のA C U預金を認める。（個人10万シンガポールドル、法人300万シンガポールドル以下）認定を受けたアジア・달러債から非居住者の受け取る利子に免税。
- (5) 1975年 — 預金金利規制撤廃、中長期債発行許可。
- (6) 1976年 — 非居住者に対するアジア・달러債利子所得源泉課税免



除。

非居住者保有の預金、アジア・ダラー債に相続税を免除  
A C U オフショア貸出に対する印紙税を上限 5 0 0 シン  
ガポール・ドルに設定。

居住者名義 A C U 預金預入額上限規制を個人 1 0 万シン  
ガポール・ドルから 2 5 万シンガポール・ドルに、法人 3 0 0  
万シンガポール・ドルを 5 0 0 万シンガポール・ドルに引上  
げ。

(7) 1977 年 — 米ドル建 C D 発行許可、居住者名義 A C U 預金上限個人  
分 2 5 万シンガポール・ドルを 5 0 万シンガポール・ドルに  
引上げ。

(8) 1978 年 — 為替管理を完全に撤廃。

(9) 1979 年 — 米ドル建 C P の発行許可。

(10) 1983 年 — ユーロシンジケートローンやユーロ債の組成に当って主  
幹事等をつとめた金融機関の組成手数料・保証料・債券  
発行手数料・引受手数料等の関連収入について、1988  
年まで非課税とすることを決定、又、非居住者向けの資  
産運用に関し、投資家には利益に対する課税免除、運用  
ないし投資顧問会社に対しては 1 0 % のみの税率にとど  
める旨の新税制実施。

(11) 1985 年 — 83 年実施のシンジケーション収入非課税の優遇措置を  
88 年から 93 年まで延長。

#### 4. ACU 銀行

地場の商業銀行の他に外銀のフルバンク（すべての商業銀行業務取扱可  
能銀行）、リストラクテッド・バンク（72 年から 73 年 4 月までに設立  
許可を受けた銀行、シンガポール・ドル建普通預金及び 2 5 万シンガポ  
ール・ドル未満の定期預金の受入れ禁止、複数店舗開設禁止の制限がある）、  
オフショア・バンク（73 年 4 月以降に認可された外銀で、A C U 取引の  
みに限定した営業ライセンスを得た銀行、78 年の為替管理の撤廃により

シンガポール・ドル建ならば一部制限付ながら居住者取引が可能)の3種類の営業免許保有銀行がA C U勘定を保有できている。又シンガポール開発銀行、マーチャント・バンク、ファイナンスカンパニー、マネーブローカー等がA C U勘定を保有することができる。

## 5. アジア・ダラー市場の発達

### (1)市場の特色

アジア・ダラー市場の創設当初はドル不足に悩むユーロ市場への資金源として華僑資本を吸収しようとしたことから明らかなように、東南アジアの余剰資金を欧米の国際金融市場へ放出することをねらいとしていた。ところが1971～72年頃を境として逆にユーロ・ダラー市場から資金を取り入れそれをアジア地域に供給する役割を担うようにその体質を変えてきている。例えばA C U総負債に占める非銀行預金の比率は1970年までは平均して65%強であったが、72年以降は急速に比率が低下し、10数パーセント台となっている。(1986年度平均1～11月/17.6%)代ってインターバンクのポジションが借り越しに転じてきており、資金の取入先はもっぱらユーロダラー市場となっている。1986年度平均(1～11月)で見るとA C U勘定の負債の78%はインターバンク資金であり、その内の96%はシンガポール以外からのものである。従ってA C U勘定の資金源の75%はシンガポール以外の銀行からの取入れとなる。一方貸出の方はインターバンク取引が主体で全体の69%を占め、非銀行顧客へのそれは22%である。また、インターバンク貸出の96%はシンガポール外の銀行に対する貸出で、シンガポール所在の銀行へのそれは少ない。

期間別に見るとアジア・ダラーは短期のものが圧倒的に多い。特に初期の段階ではこの地域の大口出し手が短期性預金を好んだばかりでなく、アジア・ダラー市場顧客はユーロ市場ほど大規模な企業ないし公共体が少なく、借手の信用度も中長期融資を受けるには不十分であったが、市場の発達、信用度の高まりにつれ期間も資産、負債双方見合いつつ徐々に長期化してきた。ところが1973年秋以来のOPEC原油の急騰でアラ



ブ産油国に余剰資金がたまり、その運用をユーロ市場からアジア市場に拡大したが、OPECの受取る石油代金は石油消費国による資産の凍結、引出し制限等を恐れて極めて短期の預金を選んだ。このように短期運用が増加する一方融資期間は延びており、1年以上の貸出は1970年末の1%から75年末の15%、86年9月末17%と増加、短期借、長期貸の様相を呈してきている。(86年9月末現在3ヶ月未満の負債78%)

## (2) アジア・ダラー債とCD

アジア・ダラー債の第1号は1971年のシンガポール開発銀行債である、その後国際的に高金利時代となったことと二次市場の欠除から低迷したが、75年後半金利の低下と共に起債は活発化した。起債者はアジアに居住する政府ないし企業からヨーロッパ投資銀行に拡大し、76年以降は変動利付債も発行された。アジア・ダラー債の発行額は1971年以来1982年末までに累計163口36億ドルに達している。又1977年にはアジア・ダラーCDが固定金利で発行され、次いで変動金利CDも発行された。固定金利CDは通常期間1～3ヶ月と短期のものが多く、変動金利CDは3年以上のものがほとんどであり、通常6ヶ月おきに金利が見直される。CD取引は銀行間のものが多く、これはアジア・ダラー市場での貸出が長期化し、銀行の短期借り、長期貸しの傾向が高まっていることからこのミスマッチをうめる手段としてCDの発行が利用されているといえよう。

## 6. 今後の問題点

以上のようにシンガポールオフショア市場は、当局の租税優遇措置、市場開放政策、立地上の有利性等を背景として急速な拡大を続けてきたが、香港、あるいは東京といった競合市場と比較して問題がないわけではない。

(1) 従来銀行規制がゆるやかで、ユーロ市場の金融技術が容易に入りこみ、ローンや債券のシンジケーションのセンターとして発展してきた香港に比べ、シンガポールはもっぱら外貨預金、外貨ローン中心に拡大してきたわけであるが、ローンの世界的退潮とともに証券化の波に乗って新しい金融技術革新が展開している現状、今後も従来の資金取引機能中心の

拡大方針でいいか。

(2)過去の発展が当局の強力な援助と減免税制に支えられている限り、同種のインセンティブをもった後続市場に蚕食される恐れがある。具体的には東京オフショア市場が強力な税の減免制度と証券業務をも含めたオフショア機能を持った場合、円の一段の国際化とも相俟って東京オフショア市場の国際金融市場としての魅力が増大することになる。もっとも日本は税減免と証券にはそれぞれ歴史的障害要件があり、早急に実現の可能性は薄いが、いずれにせよシンガポール・オフショア市場の今後のゆくえは、東京オフショア市場の自由化、国際化のあり方によって大きく左右されることになろう。



アジアダラー市場ACUの資産と負債

(100万米ドル)

| 年度末   | 資 産         |           |            |              |           |           | 負 債       |           |            |              |           |
|-------|-------------|-----------|------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|--------------|-----------|
|       | 非銀行<br>向け融資 | インターバンク   |            |              | その他<br>資産 | 合 計       | 非銀行<br>預金 | インターバンク   |            |              | その他<br>負債 |
|       |             | 計         | シンガ<br>ポール | シンガポ<br>ール以外 |           |           |           | 計         | シンガ<br>ポール | シンガポ<br>ール以外 |           |
| 1968  | 1.4         | 29.0      | NA         | NA           | 0.1       | 30.5      | 17.8      | 12.6      | NA         | NA           | 0.1       |
| 1969  | 0.9         | 120.5     | NA         | NA           | 1.6       | 123.0     | 97.9      | 23.7      | NA         | NA           | 1.4       |
| 1970  | 13.9        | 370.2     | 13.1       | 357.1        | 5.7       | 389.8     | 243.7     | 141.0     | 5.7        | 135.3        | 5.1       |
| 1971  | 188.8       | 850.8     | 38.5       | 812.3        | 23.2      | 1,062.8   | 237.9     | 811.2     | 56.4       | 754.8        | 13.7      |
| 1972  | 600.9       | 2,331.1   | 99.4       | 2,231.7      | 44.1      | 2,976.1   | 398.7     | 2,550.1   | 145.0      | 2,405.1      | 27.3      |
| 1973  | 1,214.3     | 4,961.9   | 261.6      | 4,700.3      | 101.0     | 6,277.2   | 912.8     | 5,249.3   | 405.6      | 4,843.7      | 115.1     |
| 1974  | 2,629.4     | 7,528.0   | 223.0      | 7,305.0      | 199.9     | 10,357.3  | 1,614.2   | 8,531.4   | 675.6      | 7,855.8      | 211.7     |
| 1975  | 3,803.4     | 9,098.5   | 270.1      | 8,828.4      | 195.5     | 12,597.4  | 2,067.7   | 10,249.3  | 584.0      | 9,710.3      | 235.4     |
| 1976  | 4,948.3     | 12,951.4  | 414.4      | 12,537.0     | 354.4     | 17,354.1  | 1,960.3   | 15,067.2  | 799.2      | 14,268.0     | 326.6     |
| 1977  | 4,782.0     | 15,751.5  | 573.4      | 15,178.1     | 484.8     | 21,018.3  | 2,254.6   | 18,350.3  | 1,382.8    | 16,967.5     | 413.4     |
| 1978  | 6,376.8     | 19,829.7  | 866.6      | 18,963.1     | 833.6     | 27,040.1  | 3,600.0   | 21,987.2  | 1,442.6    | 20,544.6     | 1,452.9   |
| 1979  | 8,484.0     | 28,093.7  | 1,100.4    | 21,593.3     | 1,585.0   | 38,162.7  | 5,771.4   | 29,424.9  | 1,881.8    | 27,543.1     | 2,966.4   |
| 1980  | 12,402.3    | 39,552.3  | 1,084.7    | 38,467.6     | 2,438.0   | 54,392.6  | 9,322.2   | 40,879.6  | 1,304.3    | 39,575.3     | 4,190.8   |
| 1981  | 19,452.2    | 62,173.1  | 1,495.2    | 60,677.9     | 4,149.9   | 85,775.2  | 13,555.5  | 66,366.3  | 1,817.5    | 64,548.8     | 5,853.4   |
| 1982  | 27,606.2    | 69,564.4  | 1,738.5    | 67,825.9     | 6,125.1   | 103,295.7 | 17,629.7  | 79,223.9  | 1,496.9    | 77,727.0     | 6,442.1   |
| 1983  | 30,384.6    | 74,446.8  | 2,791.4    | 71,655.4     | 7,029.5   | 111,860.9 | 20,619.8  | 84,743.4  | 1,787.7    | 82,955.7     | 6,497.7   |
| 1984  | 33,766.1    | 85,329.0  | 3,832.1    | 81,469.9     | 8,959.7   | 128,054.7 | 21,523.6  | 100,186.5 | 2,943.2    | 97,243.3     | 6,344.5   |
| 1985  | 37,440.3    | 104,933.2 | 4,618.7    | 100,314.5    | 13,000.8  | 155,374.2 | 28,018.8  | 120,030.1 | 4,174.2    | 115,855.9    | 7,325.3   |
| 1986注 | 38,642.7    | 134,762.9 | 4,953.5    | 129,809.4    | 15,130.5  | 188,536.3 | 33,597.4  | 147,946.8 | 5,357.0    | 142,589.8    | 6,991.9   |

注：11月

(資料) MAS月報

## ACUの資産と負債の満期構成

(100 万米ドル)

|        | 資 産      |               |              |             |          | 合 計       | 負 債       |               |              |             |         |
|--------|----------|---------------|--------------|-------------|----------|-----------|-----------|---------------|--------------|-------------|---------|
|        | 1ヶ月以内    | 1ヶ月超<br>3ヶ月以内 | 3ヶ月超<br>1年以内 | 1年超<br>3年以内 | 3年超      |           | 1ヶ月以内     | 1ヶ月超<br>3ヶ月以内 | 3ヶ月超<br>1年以内 | 1年超<br>3年以内 | 3年超     |
| 1979   | 13,378.1 | 9,985.0       | 7,667.3      | 2,137.3     | 4,995.0  | 38,162.7  | 14,395.8  | 10,851.2      | 7,427.2      | 969.7       | 518.7   |
| 1980   | 17,732.6 | 14,552.0      | 11,746.8     | 2,991.3     | 7,369.9  | 54,392.6  | 24,124.1  | 16,372.9      | 11,126.6     | 1,656.8     | 1,112.1 |
| 1981   | 29,746.8 | 22,848.3      | 18,099.8     | 3,862.4     | 11,217.9 | 85,775.2  | 39,872.3  | 25,812.8      | 17,170.2     | 1,772.9     | 1,147.1 |
| 1982   | 34,617.5 | 25,758.3      | 21,745.6     | 4,408.1     | 16,766.2 | 103,295.7 | 47,845.9  | 30,615.1      | 21,560.2     | 1,813.6     | 1,461.0 |
| 1983   | 40,665.9 | 26,089.9      | 21,081.7     | 5,259.1     | 18,764.4 | 111,860.9 | 53,015.6  | 33,430.9      | 21,826.9     | 1,857.0     | 1,730.5 |
| 1984   | 45,625.7 | 30,615.7      | 26,096.6     | 5,284.7     | 20,432.1 | 128,054.7 | 59,012.5  | 38,368.7      | 26,974.0     | 1,674.0     | 2,025.4 |
| 1985   | 63,468.8 | 33,486.7      | 28,765.2     | 6,695.3     | 22,598.2 | 155,374.2 | 81,555.6  | 40,546.7      | 28,381.6     | 1,561.5     | 3,328.8 |
| 1986 I | 64,858.5 | 36,248.3      | 29,986.2     | 6,423.1     | 22,904.9 | 160,420.8 | 84,739.4  | 41,156.3      | 28,790.9     | 1,766.7     | 3,967.6 |
| II     | 64,906.6 | 38,927.5      | 33,531.4     | 7,199.3     | 23,477.8 | 168,042.6 | 87,396.1  | 43,652.6      | 30,615.4     | 1,888.9     | 4,489.5 |
| III    | 76,203.4 | 41,412.3      | 38,158.8     | 7,640.6     | 23,974.9 | 187,390.0 | 100,680.0 | 44,656.5      | 34,438.7     | 2,183.0     | 5,431.7 |

(資料) M A S 月報



# オフショア市場比較

|                 | シンガポール (ACU)                            | 香 港 (OBU)                                 | 東 京                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1. 設立時期         | 1968年11月1日<br>1968年8月の非居住者<br>預金利子源泉税撤廃 | 1972年～1973年<br>本格的スタートは1977<br>年の為替管理撤廃以降 | 1986年12月1日                                                  |
| 2. 市場規模         | 約1,900億ドル<br>(1986年11月末)                | 約1,400億ドル<br>(1985年12月末)                  | 約1,100億ドル<br>(1987年1月末)                                     |
| 3. 参 加 者        | 約190行<br>地場銀行 70<br>外 銀 120             | 約140行<br>地場銀行 40<br>外 銀 100               | 本邦為銀約220行<br>都銀・興長銀・信託・<br>ほとんど全ての地銀及<br>び外銀在日支店合計約<br>220行 |
| 4. 取引通貨         | 外 貨<br>(米ドルが大宗)                         | 自国通貨及び外貨<br>(米ドルが大宗)                      | 自国通貨及び外貨<br>(米ドル、ユーロ円が中<br>心)                               |
| 5. 取引種類<br>(調達) |                                         |                                           |                                                             |
| ・相手方            | 非居住者                                    | 制限なし                                      | 個人を除く非居住者<br>他のオフショア勘定                                      |
| ・手 段            | 制限なし                                    | 制限なし                                      | 預金及び借入れ<br>(決済勘定、CD、BA<br>等は不可)                             |
| ・最低預入単位         | 制限なし                                    | 制限なし                                      | 非金融機関の預金のみ1<br>億円以上                                         |
| ・最低預入期間         | 制限なし                                    | 制限なし                                      | 金融機関、主権免税機関<br>の預金…オーバーナイト<br>以上その他の預金…2日<br>以上             |
| 6. 取引種類<br>(運用) |                                         |                                           |                                                             |
| ・相手方            | 非居住者                                    | 制限なし                                      | 個人を除く非居住者<br>他のオフショア勘定                                      |
| ・手 段            | 制限なし                                    | 制限なし                                      | 貸 出<br>預け金<br>海外金融機関及び<br>他のオフショア勘定宛                        |

|          | シンガポール (ACU)                                         | 香 港 (OBU)                | 東 京                                               |
|----------|------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------|
| 7. 金融・税制 |                                                      |                          |                                                   |
| ・金利規制    | 適用除外<br>(国内には金利規制あり)                                 | な し<br>(除 H K ドル建取引)     | 臨金法適用除外                                           |
| ・準備預金    | 適用除外<br>(国内取引は 6 %)                                  | な し<br>(但し、流動性比率規制あり)    | 預金準備率適用除外<br>但しオフショア勘定から国内勘定への流入資金に対しては 0.25 % 賦課 |
| ・利子源泉税   | 免 除                                                  | な し<br>(H K ドル預金は 10 %)  | 免 除<br>(租特法一部改正)                                  |
| ・法人所得税   | 法人税率 10 %<br>他にシンジケーション<br>組成手数料等非課税<br>(国内は 40 %)   | オフショア取引は免税<br>(国内は 10 %) | 国内市場に同じ                                           |
| ・印紙税     | A O U 取引には適用なし                                       | な し                      | 階級税率<br>(10 百万ドルの場合<br>100 千円)                    |
| ・預金保険    | な し                                                  | な し                      | 対象外<br>(政令の一部改正)                                  |
| ・為替管理    | なしし<br>(但し、国内通貨から<br>外貨へのシフトについて<br>は M A S の行政指導あり) | な し                      | 資本取引に係る届出免除<br>その他は国内一般勘定取引に同じ                    |
| ・その他     |                                                      |                          | オフショア勘定から国内一般勘定への資金流入制限                           |



# シンガポールにおけるアマチュア写真あれこれ

富士写真フィルム (株)

七条 光弘

一口に写真と申しまして、日頃身近かなアマチュア用カラー写真に初まって、ポートレート用のスタジオ写真、カタログ等製作のプロ用スタジオ写真、報道関係者用写真、医療用、工業用レンドゲン写真、印刷分野のグラフィックアーツ用写真、最近開発されつつある電子スティル写真等々映像と情報としての写真の分野は非常に多岐に亘っています。そして夫々の分野での写真の目的は全く異ったものであります。ここでは、私達の身近かにあって最も興味のあると思われるアマチュア用のカラー写真について焦点を絞って見る事にいたします。

カラーフィルムやカラープリントは電気製品などの一般消費財と異り、フィルムが売れたから可しとしない立場にあります。フィルムはそれ自体は立派な製品であります、それは現像処理され陽画像に仕上げられ（即ちプリントされて）お客様の所に戻るまでの一往復半の行程を経なければなりません、言わば半製品の様な商品であります、フィルム自体が如何に優れた性能を持っていてもその使われ方（撮り方）やその仕上げ（現像プリント処理）で雲泥の差が生じシャンもブスに見えてしまいます。ことほど左様に商品の評価も異り、それだけに“色々”と神経を使い最終仕上げで製品の性能をフルに出すべく指導しているのが現状です。先に触れました電子スティル写真も出現し、一部で商品化されている様ですが価格が非常に高い上、画質（シャープネスを決める画素数が一般写真の $\frac{1}{5}$ 以下）の点で一般写真に取って替るのは未だ難しいと予測されています。写真業界ではそうした意味で、一般写真の安価で高画質なイメージングを目指して技術革新を進めております。

さて、シンガポールの写真市場を語るには先ずその特徴的な所を拾って見る事にいたします。

(1)シンガポールでは一体どれ位の写真が撮られていると思われますか？

当地は貿易の中心地として多くの商品がそうである様に写真フィルムについても輸入されたものが再び輸出されると言ったケースも多くその中には統計上に出て来ない部分も相当にある様で、実際どれ程の量が地場で消費されているかその推定は仲々容易ではありません。シンガポールの人口を260万人、世帯数57万件としてそれを母数としてカメラの普及率からフィルムの消費量を割り出す方法もありますが約250万人（年間）と言われるツーリストによるフィルム消費量を見過ぎす事が出来ません。色々なファクターをミックスして大雑把に推定いたしますと年間で約500万本位のフィルムが当地で消費されていると思われます。これをシャッターチャンスに換算してみると、約1億5000回のシャッターが年間で切られている事になります。日本は世界第二の大きな写真市場で、日本人は一般に写真好きと言われていますがシンガポール人もこうして見てみると、日本人と同じ程度に写真を撮り写真を好む国民の様であります。

(2)次の特徴は、シンガポールではウェディングフォトが可成り高い率を占めている事です。結婚当事者にとってはセレモニーよりも可成り重要なものの様です。チャイニーズガーデンやボタニックガーデンなどで暑い日中に長時間に亘って撮影している光景をよく見かけます。その多くは135サイズと言う一般のサイズで撮られ友人、知人に焼き増して贈る事がよくあります。

(3)更に変わった特徴として、シンガポール人の写真の仕上りの好みが日本人と異っている事です。日本人は一般に色再現が良くて、中間調も良く出ている写真を好みますが、当地ではコントラストの高い硬調な写真が好まれます。（これは肌の荒れを隠すためと言う人も居ますが真偽の程は？）当地のファッション雑誌や女性月刊誌などでも顔の調子の飛んだ写真をよく見かけます。色合いについてもピンクかった温調のものが好まれます日本人の方が当地で写真処理して今いちと感じられたらキットこの辺に原因があるものと思われます。（最近こそ余



り聞かなくなりましたが×××メーカーのフィルムは赤色が良いとか青色がきれいだとかよく耳にしたものです。しかし、これはメーカーのイメージから来る印象であって科学的根拠はありません、たまたま現像プリント処理に起因した事があるかも知れません、この機会を借りてご説明させていただきます。)

- (4)次の特徴は写真店の店頭に機械を設置して、現像からプリントまでの迅速サービスを行う店が多い事です。この小さな市場でその数は既に170件を起えています。最近の技術革新によりコンパクトで、高性能で、取扱いが極めて易さしく、価格的にも投資するにはそれ程無理の無い機械(通称ミニラボ)が開発されてここ1~2年で急速に普及して来ました。日本や欧米でも既に普及しているものですがシンガポールではこの普及率が非常に高く、現像所の件数では既に90%を越えています。従って今では皆様の撮影されたフィルムの殆んどはこれらのお店で処理されている事になります。(写真参照)
- ここでひと言……撮り終えた写真はこの様にして身近かですぐに写真仕上げをしてもらえる環境が出来て来た訳ですが写真の仕上がり品質に注意しなければなりません。ミニラボショップの増加と共に品質に対する不満の声も時々聞く様になったのも事実であります。やはり大事な写真で品質を第一



義にお考えの時は、品質管理の徹底したメーカー自身の現像所に出されるのをお勧めします。しかし店頭ミニラボショップでもメーカー系列がハッキリしているお店では、メーカー自らその品質指導に当たっているので先ず安心と申せましょう。（特に日系フィルムメーカーの場合は欧米系に比べてより几帳面でその指導の行き届き具合に差がある様です。）プリント処理でミスのあった時はどのお店でも心よくその焼直しを引き受けてくれますが、フィルム処理にミスがあった時は取り返しが付きませんのでお店の選択がより重要となります。非常に安いプリント価格を宣伝しているお店も時々見られますが大事な写真の時は一応ご用心なさることをお勧めします。

- (5) 扱て次の特徴は当地ではスタジオの数が依然として多い事です。日本では高級カメラの普及と共に従来のスタジオの数は大巾に減少し、今ではかつての一流スタジオが結婚式とか大事な機会のポートレート写真を中心に存在するだけとなっています。やはり当地では未だスタジオに出向いて写真を撮ってもらうと言う習慣が残っている様です。又プロ写真家と称するカメラマンの数が人口の割に多いのが目立っています。カメラメーカーを中心とした写真クラブの活動も仲々活発であり多くのプロカメラマンがこうしたクラブを母体として育って来ている様です。シンガポールには基本的に写真好きな人が多い証拠かと思われる。もう一つの面白い傾向として日本では24枚撮りフィルムの需要が一般的ですが当地では36枚撮りが圧倒的に好まれています。やはりより多く写真を撮るための経済観念が自然と身に付いたためかと思われます。

以上の通りシンガポールにおける写真市場の特徴を垣間見てみましたがこの機会にご参考になる話をいくつかお知らせいたしましょう。

- (1) チャイニーズの習慣に“3人で写真を撮るな！”という迷信が未だに信じられています。真中の一人が早死にするためと伝えられています。ローカルの人と一緒に写真を撮る時は必らず偶数人で撮る様に心掛けて下さい。



(2)次に気に留めていただき度い事は撮影する時間帯と太陽の位置であります。通常屋外写真は、午前10時～午後3時の間に撮れば最高の出来映えになる様フィルムの設計がなされています。専門語で恐縮ですが色温度と言って光の色合いが昼間と夕方（朝方）で異り、昼間に合った設計の一般用カラーフィルムの場合、夕方近くに撮るとどうしても色バランスの崩れたイエロー味の強い仕上りになる事があります。そこで午前10時から午後3時の間に撮る訳ですが、ご存知の様に快晴のシンガポールの太陽は頭上天辺に来るため顔に影が出来たりコントラストの強い仕上りになる嫌いがあります。時には逆光写真となる事もあります。即ち顔の調子とか服装のディテールが飛んでしまう事になります。この様な事を避けるために日中でもフラッシュ（ストロボ）を点灯する（専門語でデライトシンクロを言う）か、木陰や建物の陰で露光を十分に於て撮影する方法、或いは敢えて逆光でフラッシュを点灯させて撮影する等々の方法が奨められます。勿論、太陽に顔を向けて撮る方法が良いのですがこうした被写体コントラストの強い場合やストロボ撮影の多いシンガポールででも滑らかな階調でシャープな仕上りが得られるフィルムが最近シンガポール市場にも出ております。因みにISO感度の異なるフィルムの感度別用途を簡単に述べておきましょう。（ISO＝国際標準機構の略）

ISO-100 : 優れた色再現と滑らかな階調の標準タイプ

ISO-200 : ISO-100 の性能を維持し、ほんのり暗い被写体をもカバーするラチチュードの広い汎用タイプ

ISO-400 : 日中のスポーツ写真、室内撮影、夜景などに適した高感度タイプ

ISO-1600 : 屋内外のスポーツイベントに、又ストロボ撮影の出来ない室内撮影、天体写真などに適した超高感度タイプ

(3)次の点はシンガポールの湿気であります。年間を通じて高温・高湿のシンガポールでは革製品や冬物スーツにカビの発生する事が良くあり

ます。カメラとて例外ではありません。レンズの表面についたカビはリペアショップで分解整備する必要があります。お客様のプリントの中には周辺部はスッキリしているが中央部で薄くモヤッとしているのが散見されます。これは明らかにカビに起因しているものです。空調の効いた部屋か、シリカゲル等乾燥剤入りの密閉した容器にカメラを保存する事をお奨めします。同様にクーラーの効いた部屋から暑い外部に出るとレンズの表面に眼鏡と同様露を持つ事が有ります。この場合も同様の現象となりますのですぐに拭き取る様心掛けて下さい。

- (4)フィルムは生物（ナマモノ）です。他の生鮮食料品同様冷蔵庫に保存する事を励行して下さい、そうすれば有効期限が切れてもある程度の期間は全く問題なく使用出来ます。撮影前であっても後であっても冷凍保存されるとはるかに長い期間品質は保証されます。暑いシンガポールでは是非励行して下さい、思いの外の美しい仕上りに驚ろかれる事でしょう。

これからは一寸視点を変えて“もっと良い写真”のヒントを紹介します。

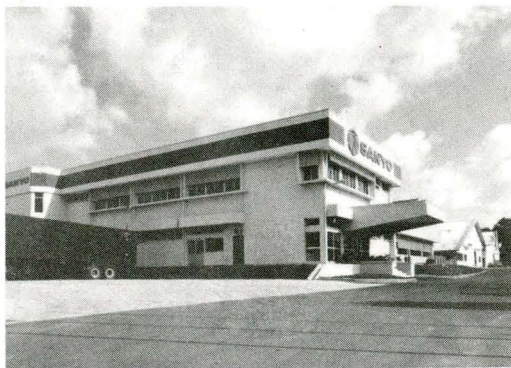
- (5)良いシャッターチャンスの写真は仲々難しいものです。大抵の人は一回だけのシャッターで最高の出来映えを期待するものですがそれはプロでも仲々難しい事です。同じ場合でも最低2回は気軽にシャッターを切る様心掛けて下さい。多くシャッターを切るとフィルムを無駄に使うので勿体ないと考えたのでは良いシャッターチャンスは得られません。当地でのフィルムは日本で買うより割安です、一駒のフィルム代もせいぜい14セント位のものです。是非駐在期間中により沢山のシャッターを切ってシャッターチャンスの把え方を身に付けて下さい。傑作写真を撮っていただき度いものです。2～3人のグループ写真では人数分だけシャッターを切っておくと後で焼増す手間が省けてすぐに配れて大変便利です。写真の構図についてもやはり自分のカメラに馴じんでいただく事が大事です、最近のカメラでは何から何まですべてオートマチック操作ですからファインダーを眺くとひたすら構図に専念出来る様になっています。



- (6)プリントの品質が悪い時は、元の色見本を見せて再焼きしてもらって可成り修正出来る事もありますがやはり品質管理の行き届いたお店を選ぶ事が大事です。
- (7)もう一つ知られていないフィルムとしてスライド用フィルム（リバーサルフィルム）があります。このフィルムは階調が非常に豊かでネガプリントからでは味わえない写真の美しさがたのしめます。品質が大巾に改良されたリバーサルフィルムとリバーサルフィルムからのプリントが昨年、シンガポール市場に導入されています、写真の楽しさが一段と増す事と思います。
- (8)写真の楽しさを広げるもう一つのフィルムがあります、世界でも二つのメーカーしか出していないインスタント・フィルムの存在です。その一つはフジフィルムのフォトラマでもう一つはポラロイドです。インスタント・フィルムの楽しさをご存知ない方は多いと思いますが写したその場で写真が得られるためパーティーやお客様を接待した時には効果的で話題に事欠きません。その他、企業秘密であるとか、至急に必要な写真（例えばパスポート用など）を欲しい時にも重宝するものです。

## 会 員 紹 介

\* SANYO AIRCONDITIONERS MANUFACTURING (S) PTE LTD  
三洋空調製造シンガポール（株）



所 在 地：9 Jalan Pesawat, Jurong Town, Singapore 2261

電話番号：2657777

設 立：1986年9月（登記）、1986年10月（操業）

形 式：合 弁

代 表：武田 勇二郎（社長）

MR. Y. TAKEDA (Managing Director)

従業員数：500名（1988年見込）、日本からの派遣社会8名。

事業内容：エアコンの製造・輸出。

〔 会社の特色 〕

経営理念：私たちは世界の人々になくてはならない存在でありがたい。

商品特徴：高い品質、優れたデザイン、使い易い商品。

将来の抱負：国際的な経営基盤を持った高収益の優良企業、社会への貢献を重視する企業、優れたマーケティングにより顧客に信頼される企業、一人一人の従業員が活力を持った積極経営の企業を目指す。



# 理事会の動き

第211回 1987年2月10日（火）

午後12時30分～

議 事：

議事に先立ち豊田理事からご帰国挨拶があった。

## 1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

## 2. 審議事項

### (1) 1987年度労使関係セミナーについて

日本在外企業協会（JOEA）との共催により1984年度から5カ年計画で実施している標記プロジェクトを、1987年度は下記要領にて実施することになった。

#### (労使関係スタディ・ミッション)

派遣時期：1987年7月19日（日）～同26日（日）

派遣人員：シンガポリアン人事・労務幹部、労組幹部及び政府関係者計20名。このうち10名は本所会員企業から選び、残り10名はNPBに推薦を依頼する。

テーマ：NPBの意見を参考にして労使関係セミナー担当理事会で検討した上でJOEAと協議し、決定する。

その他：原則として従来通り。

#### (シンガポール／日本労使関係セミナー)

開催時期：1987年11月中の1日を予定。具体的日時はJOEAと相談して決定。

派遣講師：労使関係の専門家で、英語に堪能な方。

その他：原則として従来通り。

#### (予算)

労使関係スタディ・ミッションの日本派遣及び当地でのセミナー開

催のための費用としてJOEAとの覚え書きに基づき本所が年間2万\$ドル負担する。

(2)1986年度収支決算見通しについて

事務局から、2万ドルの増収に対し3万ドルの支出減となりそうなことから、次年度繰越金は当初予算比5万ドル増の13万ドルに達する見込みであるとの報告があった。

この剰余金の有効活用について協議したが、具体策を打ち出すまでには至らず、具体案があれば3月31日の年度末までに事務局に連絡することとなった。

(3)中華総商会主催第20回慰霊祭について

日本軍占領時代の犠牲者のための標記慰霊祭が2月15日(日)午前10時30分からBEACH ROADにある慰霊碑の前で行われるが、例年通り正副会頭及び事務局長が参列するとともに、本所から花輪を捧げることになった。

(4)世界経営協議会派遣調査団との懇談会について

標記調査団より、2月23日午後在星日系企業の生産品目の変化、部品調達・輸出先の変化などについて懇談したいとの申し入れがあった。

審議の結果、同調査団は午前中にジェトロと懇談予定とのことなので、井手ジェトロ所長の同意を得て、事務局長と必要ならばメーカー代表1名が午前中の懇談会に同席させていただくことで、この申し入れに対処することになった。

3. 報告事項

(1)橋本大使御夫妻の送別会

日 時：1987年2月16日(月)午後7時～同9時

場 所：PAN PACIFIC HOTEL, 1階 PACIFIC BALLROOM

参加状況：約90名(2月9日現在)



(2)橋本大使御夫妻お見送り

日 時：1987年2月24日（火）午前8時20分

なお、午前9時発のSQ12便をご利用の予定。

場 所：VIPルーム

参 加 者：本所会頭並びに日本人会会長夫妻のみ

(3)三宅大使お出迎え

日 時：1987年3月9日（月）午後7時のSQ便にて到着予定。

場 所：VIPルーム

参 加 者：本所会頭並びに日本人会会長夫妻のみ

なお、三宅新大使の歓迎会は3月20日の本所会員懇親パーティまでに本所正副会頭並びに日本人会三役にて開催予定。

(4)会員懇親パーティ

日 時：1987年3月20日（金）午前7時～同9時

場 所：マンダリン・ホテル NEW WING 6階 ボールルーム

形 式：立食

服 装：CASUAL

司 会：木村総務担当理事

(5)3RD JCCI FRIENDLY GOLF MATCH

日 時：1987年3月17日（火）午後1時30分～

場 所：SICC BUKIT COURSE

案 内 先：（招待先）在星経済団体の正副会頭または理事各2名  
（本所側）理事、顧問、監事、オブザーバー

(6)部会・委員会等開催報告

建設部会：

豊田理事から1月16日の部会について以下の報告があった。

建設業界の技術移転に関しトンネル技術、自動オートメーション、クリーニング・ルーム、カーテン・ウォール及び住宅の防水加工の5分野の日本人専門家を昨年、当地に10日から3週間派遣し、シンガポリアンに技術指導を行った。

また、T社が建築工事代金の約30%を、会計事務所のアドバイスを受けた施主にWITHHOLDされている件についても意見交換し、今後、その推移を見守っていくことになった。

流通サービス部会：

上野理事から、業種構成が多岐に亘る流通サービス部会を以下の方針に沿って運営していきたいとの説明があった。

- 1) 部会の名称を観光・流通サービス部会に変更する。
- 2) 基本的には全ての部会員に共通したテーマを取り上げ、部会員全員が意見・情報交換に参加できるように努める。また、部会員の親睦に資するような事業を展開する。
- 3) 特定の業界に固有の問題を討議する必要がある場合には、部会担当理事並びに部会長の承認を得て、例えば小売或いは観光などの分科会を設けて対応する。この場合でも分科会の活動状況を必ず全体部会に報告するようにする。

なお、その他の部会・委員会等開催報告は以下の通り。

(部会)

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1月16日(金) | 建設部会                        |
| 17日～19日  | 流通サービス部会主催バリツアー             |
| 23日(金)   | 建設部会・中央労働災害防止協会共催労働安全衛生セミナー |

(委員会)

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1月14日(水) | 広報委員会               |
| 23日(金)   | 経営研究委員会(EDB・MOLと懇談) |
| 2月10日(火) | 運営担当理事会             |

(懇談会等)

- |          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 1月15日(木) | 掛川商工会議所一行                                                      |
| 20日(火)   | 甲府商工会議所一行                                                      |
| 19日～21日  | SNEFとの共催による<br>NATIONAL EMPLOYERS CONFERENCE ON<br>WAGE REFORM |

#### 4. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

##### (1) 入会 (1 社)

SANYO AIRCONDITIONERS MFG. (S) PTE LTD

“ A ”

##### (2) 退会 (なし)

(3) 2 月 1 0 日現在の会員数： 4 6 9 社 (前月比 1 社増)

#### 5. 会計報告

1987 年 1 月分の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

#### 6. その他

(1) 若王子三井物産マニラ支店長誘拐事件に関して、フィリピン日本人商工会議所にお見舞状を出すとともに、必要ならば資金援助を検討してはどうかとの提案があった。

早速、事務局から古新居会頭名にて別紙のお見舞状をフィリピン日本人商工会議所の近藤会頭宛に FAX したところ、折り返し同会頭より丁重な礼状が届いた。

また、フィリピン日本人商工会議所事務局に資金援助の必要性を打診したところ、当方の心遣いは有り難いが、資金援助は必要ないとのことであった。

##### (2) 残業料に対する C P F 免除並びに割り増し率の引き下げについて

古新居会頭から、シンガポールの国際競争力の維持・強化のため、既に中華総商會が提唱している残業料に対する C P F 免除並びに国際的にみて非常に高い残業料率の引き下げを政府当局に要望してはどうかとの提案があった。

早速、本件を具体的に検討するため 2 月 1 7 日午前 8 時から CENTURY PARK SHERATON CONNAUGHT ROOM にて正副会頭・部会担当理事合同会議を開催することになった。

以 上



## ～2月の主な経済記事～

2月 3日 ●NTUC（全国労働組合会議）の調査によれば、昨年度、各企業によって支給されたボーナスは前年レベルをほぼ維持したようだ。

同調査はNTUC傘下の29労組に加盟する829社を対象として行われたが、その74.2%が前年並のボーナスを支給しており、前年を下回ったものは16%（133社）に留まった。

一昨年を下回るボーナスを支給した上記133社（16%）には、「伝統的な3カ月分ボーナス」の慣行を放棄した各銀行、や金融、造船、電気・電子関係の企業が含まれている。

一方、一昨年より高いボーナスを支給した企業は9.8%（81社）であった。

しかしながら、これらの企業の従業員は、手ばなして喜んでいる訳ではない。というのは、これらボーナスの増額は停止された年次昇給の補償というケースが多いからである。

例えばメトロ社の場合、昨年度の昇給はゼロであったが、1.33カ月という例年以上のボーナスを支給している。

調査が示すところによると、54.8%に当たる454社が1カ月分のボーナスを払っており、これは85年の56.8%に比べ、やや少なくなっている。

しかし、3カ月には満たないが、1カ月分を超える額のボーナスを支給した企業は前年と比べると増えている。全体の39.2%に相当する325社が1.01カ月から2.99

カ月分のボーナスを支給しており、前年の29%から大巾な伸びを見せている。

昨年3カ月以上のボーナスを支払ったものは、僅か3.6%（30社）に留まり、前年の12.2%を大きく下回った。

また1カ月以下のボーナスあるいはボーナスなしという企業も2.4%存在したことを調査は付け加えている。

- 5日 ● 83年に落ち込みを見せた訪星客数は、その後増加の傾向を回復していたが、昨年も前年比5.3%増加し、319万人の外人観光客が当地を訪れた。

この増加率は、政府観光局（STPB）の3%という当初の予測値を大きく上回っただけでなく、20年の間連続して上昇を続けていた訪星客数が、3.5%のマイナス成長に陥った83年以来最大の“成長率”である。

訪星客数は84年に4.8%のプラス成長に転じたものの、85年はわずか1.3%の伸びに留まり、関係者をやきもきさせていた。STPBは「今年は最近3%の伸びを期待したい」としている。

観光客がシンガポールに落とす外貨の量も増えている。1人当たり観光客がシンガポールに支出した金額は、84年の751Sドルから昨年は831Sドルに大幅な増加を見せた。しかし、83年の891Sドルには及ばなかった。それにしても、全体では83年の25億4000万Sドルから、昨年は26億5000万Sドルに増えている。

全般的にホテル料金が低下している中で、観光客の支出がこのように伸びた原因をSTPBは、「ショッピングに費す額が増えたため」としている。

平均滞在日数は83年の3.7日に対して、昨年は3.5日となっている。

観光客の動きを各国別に見ると、米国の伸びが著しく、

85年には前年比0.4%減少したが、昨年は6.8%の伸びで18万8246人がシンガポールを訪れた。

日本からの観光客は7%増加し40万4278人、台湾は21.3%と躍進し、10万388人、その他インド、香港、西ドイツ、ニュージーランド、英国も増えている。

しかしながら、アセアン諸国からの訪星客は、83年以来減ってきており、昨年も0.7%減の100万1000人に留った。

これらの訪星客中6.4%は会議出席者となっており、会議参加者数は85年比で17%増の20万4000人、会議数も1360回と前年比10%増えている。

| 訪星者各国別内訳（1986） |           |       |
|----------------|-----------|-------|
| 国／地域           | 観光客数      | 前年度比  |
| 総数             | 3,191,058 | + 5.3 |
| アセアン           | 1,001,273 | - 0.7 |
| オーストラリア        | 315,868   | + 5.0 |
| 日 本            | 404,278   | + 7.0 |
| 香 港            | 104,755   | + 7.3 |
| インド            | 236,565   | + 8.3 |
| ニュージーランド       | 62,301    | + 8.4 |
| 台 湾            | 100,388   | +21.3 |
| イギリス           | 170,081   | + 7.3 |
| アメリカ           | 188,246   | + 6.8 |
| 西ドイツ           | 78,395    | + 6.1 |

- K L 駐在米国大使館の発表によれば、米国の世界的投資活動が年々拡大しているにもかかわらず、マレーシアにおける米国の投資規模は過去数年縮小する傾向にある。

マレーシアにおける米国企業の資本支出は1984年の4



億 6000 万 U S ドルから 1985 年の 4 億 2000 万 U S ドルに 10 % 下降、昨年は前年比さらに 8 % 減少した見通しである。一方米国の世界的な海外投資活動は 1985 年には 5 %、1986 年には 8 % とそれぞれ前年に比べ拡大している。

こうした傾向は電子・電気産業で特に顕著で、米国の同部門の海外投資規模が 1985 年と 1986 年にそれぞれ 14 億 U S ドルの水準を保ったのに対して、マレーシアでは 1985 年には前年比 30 %、1986 年には同 25 % それぞれ縮小している。

同報告書によると、米国資本が過半数を占めるマレーシア国内企業の 1983 年の総資産額は 33 億 U S ドルで、その営業額は 74 億 U S ドル、マレーシア人従業者数は 6 万 4000 人だった。業種別では石油関連部門の資産が 20 億 U S ドル、製造業の資産が 10 億 U S ドルで、製造業投資額中 6 億 6000 万 U S ドルが電子工業に投じられていた。

- 19 日
- マレーシア政府は昨年 9 月以来、外国人の国内投資に対する規制緩和措置を次々に打ち出し、外資誘致に積極的に取り組んでいる。以下にこうした一連の措置を紹介する。

#### ◎農地購入を許可

“ 1986 年国家土地法修正法令 (Act A658) ” が昨年 12 月 31 日に正式発効したことにより、外国人も農業用地の購入ができるようになった。

しかし同修正法の内容はその実 “ 1984 年国家土地法修正法令 ” が発効した 1985 年 3 月 25 日以前の状態に復帰することを規定したものにはすぎない。1966～1985 年の 19 年間、公民・非公民、国民・外国人、地元企業・外国企業の別を問わず、誰もが何の制約も受けずにマレーシアの土地を購入することができた。(各州政府によって発せられた条例による制限を除く。) しかし “ 1984 年国家土

地法修正法令”は外国人または外国企業に対して工業用地の購入は認めたが、農業用地の購入を禁じ、住宅・店舗については州政府の承認を義務づけた。しかし同法規は実施後わずか1年9カ月で廃止されることになった。

#### ◎不動産利得税の引き下げ

政府は昨年10月24日に発表された87年度予算案においても外資の国内における土地売買に優遇措置を打ち出している。すなわち不動産利得税の税率を大幅に引き下げた。

同措置の下、国民・外国人および地元企業・外国企業の別を問わず、不動産売却益に対する税率は最高20%とされ、個人の場合、5年以上保有した不動産の売却益に対しては無税、企業の場合、4年以上保有した不動産の売却益に対する課税は5%にとどめられた。同措置は国民にも外国人にもほとんど平等に適用されるが、5000Mドルまたは利益の10%を課税対象からはずすという措置は、外人には適用されない。

#### ◎株式譲渡税の適用を狭ばめる

1984年10月19日発効の“株式譲渡法”には、不動産を主要資産または資産の一部とする企業の100万Mドルを超える額の株を売却した際に10%の株式譲渡税を課することが規定されていた。同法の下、たとえ売買される株の発行企業がそれ自身、不動産を主要な資産としていなくても、同企業が他の不動産を主要資産とする企業の株を保有している場合には、やはり不動産を主要資産とする企業と見なされた。

昨年10月24日には、同法令の“不動産を主要資産とする企業”の定義に修正が加えられた。すなわち、もし建物をリースする企業のリース・スペースが同建物の総床面

積の10%以下であれば、同企業は“不動産を主要資産とする企業”とは見なされない。

また課税率も株式時価の10%から2%に引き下げられた。

#### ◎M\$ 五百万以下の資産取引の自由化

昨年9月25日以降、500万Mドル以下の株式または不動産の売買や譲渡は、“外国投資委員会(FIC)”と“株式発行委員会(CIC)”の認可を受ける必要がなくなった。

これ以前には100万Mドルを超えるこの種の取引はFICとCICの認可を受けることを義務づけられていた。

同規定はブミプトラ(マレー人)の資本参加権を擁護することを目指したものだが、法的裏付けのないもので、各界から多くの異議が提出されていた。

#### ◎外資の100%持株比率承認

マハティール首相は昨年9月に開かれたマレーシア工業開発局(MIDA)主催の“マレーシアの投資機会”と題するセミナーの席上、86年10月2日から“一部の製造領域に投資する外国投資家に100%の持株比率を認める”等一連の外資優遇措置を実施することを明らかにした。

それによると200万USドル以上を投資する外人投資家は、当初10年以内に5人までの外国人職員(身分の高低を問わない)を雇用することが認められ、この間外国人職員の異動があっても、そのつど労働ビザを更新する必要はない。また必要なら同外人職員を増員することも許される。

これらの企業に求められる条件としては、別に次の諸点があげられている。

- 1) 50%以上の製品を輸出する。
- 2) 50%以上の製品を自由貿易区内の企業や製造業創



庫に販売する。

3) 350人以上のマレー人を雇用する。

4) 各クラスの従業員の人種構成に、国内の人口比率を反映させる。

24日 ● マレーシア工業開発局 (MIDA) が先頃発表した特別報告書によると、シンガポールは昨年マレーシアの製造プロジェクトに8800万Mドルを投資することに同意、その投資約束額は最大投資国のオランダに次いでいる。

同報告書によると、マレーシア政府は昨年シンガポール企業のマレーシアでのプロジェクト59件を承認した。因みに1985年の投資承認額は4700万Mドル、プロジェクト承認件数は92件であった。

またシンガポール企業のプロジェクト申請件数は昨年が53件、4210万Mドル相当で、1985年は82件、5960万Mドル相当であった。マレーシアへのプロジェクト申請件数が昨年減少した国はシンガポールの他、日本や米国である。

昨年のシンガポールの対マレーシア投資は労働集約指向が目立ち、労働集約産業がシンガポールからマレーシアに移行している傾向を示している。

またシンガポール企業のプロジェクトがマレーシアに提供する就業機会件数は1985年4338件から昨年の7118件に増えた他、プロジェクト1件に投じられた資本も1985年の51万3000Mドルから昨年の147万Mドルに増大している。

マレーシアは最近、全生産量の80%以上を輸出する国内企業への100%の外資参加を認める等、外国企業に投資優遇措置や融資便宜を提供することによって、輸出指向型の外国企業の対マレーシア投資拡大に努めている。

昨年、シンガポール企業のマレーシアでのプロジェクトのうち3件がシンガポール企業によって完全出資されており、残りは全てマレーシアとの合弁事業であった。なおこれらのプロジェクトのほとんどは電子・電気製品の製造プロジェクトであった。

一方同報告書によると、オランダの昨年の対マレーシア約定額は1億8030万Sドルと諸外国中第1位であった。これは昨年の対マレーシア約定総額5億2480万Mドルの3分の1以上に相当する。特に昨年提案された大型プロジェクトはシェルの石油精製合弁計画で、同計画の下、シェルはガス・オイル、灯油、ナフサ等を製造する。

昨年マレーシアが承認した外資製造プロジェクトは448件で、うち約60%が新規プロジェクトであった。

昨年投資約定額がオランダとシンガポールに次ぎ多かった国は日本、香港、英国。日本は前年の1位から3位に後退した。これは日本の対マレーシア投資約束額が5760万Mドル縮小したためと、シンガポールのマレーシア投資承認額が増大したためである。

25日 ●シンガポール統計局は2月20日付けの統計報告で次の様な人種別人口の推移（予測）に関する統計を発表した

1985年、86年のシンガポール人口の推移

シンガポール統計局2月20日付統計報告より

(単位千人)

| 性別 \ 人種   | 合計      | 中国系     | マレー系  | インド系  | その他  |
|-----------|---------|---------|-------|-------|------|
| 1986年12月末 |         |         |       |       |      |
| 人口        | 2,600.0 | 1,980.5 | 390.7 | 168.1 | 60.7 |
| 男性        | 1,323.7 | 997.9   | 201.4 | 93.4  | 31.0 |
| 女性        | 1,276.3 | 982.6   | 189.3 | 74.7  | 29.7 |
| 1986年6月末  |         |         |       |       |      |
| 人口        | 2,586.2 | 1,972.0 | 387.4 | 166.8 | 60.0 |
| 男性        | 1,316.9 | 993.6   | 199.8 | 92.8  | 30.7 |
| 女性        | 1,269.3 | 978.4   | 187.6 | 74.0  | 29.3 |
| 1985年12月末 |         |         |       |       |      |
| 人口        | 2,573.4 | 1,964.2 | 384.0 | 165.9 | 59.3 |
| 男性        | 1,310.6 | 989.7   | 198.1 | 92.4  | 30.4 |
| 女性        | 1,262.8 | 974.5   | 185.9 | 73.5  | 28.9 |

注:(1) 上記人口推移は次の人種グループによって区別されている。

中国系 : 福建、潮州、広東、客家、海南等の中国系住民全て

マレー系 : マレー、ジャワ、ボイアン、ブギス等のマレー・インドネシア系住民全て

インド系 : タミール、パンジャビ、マラヤリ、バンガリ、ミンハリ等のインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ系住民全て

その他 : 西欧人、ユーロアジア人、日本人、アラブ人等、中国系、マレー系、インド系以外の住民

(2) 上記人口推移には海外駐在の軍人とその家族は含まれていない。



## 廣 報 欄

### \*\* CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

- \* KOKEN BORING MACHINE CO LTD  
15 West Coast Highway #02-10  
Pasir Panjang Wharves Building  
Singapore 0511  
Tel: 7776177
- \* SEIKEI FREIGHT SERVICES PTE LTD  
10 Shenton Way #15-01  
MAS Building  
Singapore 0207  
Tel: 2240664  
Fax: 2258257
- \* HITACHI PLANT ENGINEERING & CONSTRUCTION CO LTD  
10 Anson Road #18-26  
International Plaza  
Singapore 0207  
Tel: 2220665  
Fax: 2248358
- \* THE SAITAMA BANK, LTD  
1 Raffles Place #41-00  
OUB Centre  
Singapore 0104  
Tel: 5333334  
Fax: 5333244

### \*\* CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- \* KAJIMA CORPORATION  
From Mr Y Toyoda to Mr K Hanya
- \* AIWA SINGAPORE PTE LTD  
From Mr T Inaba to Mr K Tada
- \* THE SUMITOMO MARINE & FIRE INSURANCE CO LTD  
From Mr M Otsuka to Mr K Kambe
- \* SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE LTD  
From Mr S Nakanishi to Mr S Tatebe

## 資料案内

国内一般

|              |             |        |
|--------------|-------------|--------|
| シンガポール共和国移住法 | .....       | S\$ 15 |
| 民事法          | .....       | S\$ 5  |
| 刑法（暫定規定法）    | .....       | S\$ 10 |
| 公益事業法        | .....       | S\$ 10 |
| 貿易開発委員会      | .....       |        |
|              | （会 員） ..... | S\$ 5  |
|              | （非会員） ..... | S\$ 8  |

## 投資関係

|                                        |        |
|----------------------------------------|--------|
| 資金援助制度の手引き .....                       | S\$ 8  |
| 法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年 .....      | S\$ 5  |
| 経済拡大奨励 (所得税免除) 法 <改訂版・原文付> (会 員) ..... | S\$ 30 |
| (非会員) .....                            | S\$ 35 |

## 租税・税制

|                                            |       |        |
|--------------------------------------------|-------|--------|
| 所得税法<改訂版>                                  | (会 員) | S\$ 25 |
|                                            | (非会員) | S\$ 30 |
| 所得税法・1985年改正法                              |       | S\$ 5  |
| 法律第2号共和国所得税法改正(1973年)                      |       | S\$ 5  |
| 法律第13号           "                 (1977年) |       | S\$ 5  |
| 法律第17号           "                 (1980年) |       | S\$ 5  |
| 法律第20号共和国所得税(改正)令                          |       | S\$ 5  |
| シンガポールとの租税(所得)条約                           |       | S\$ 5  |
| 法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)             |       | S\$ 5  |
| シンガポールの租税                                  |       | S\$ 15 |
| シンガポールとの租税(所得)条約(二重課税防止条約の一部改正)            |       | S\$ 5  |
| シンガポールとの租税(所得)条約                           | (会 員) | S\$ 20 |
| <改訂版>                                      | (非会員) | S\$ 30 |
| 関税法(第133編)関税令<1985年版>                      | (会 員) | S\$ 15 |
|                                            | (非会員) | S\$ 20 |

会社法

|                                |             |        |
|--------------------------------|-------------|--------|
| 法律第 1 号（共和国会社法改正） 1970 年       | .....       | S\$ 5  |
| 法律第 4 号（共和国会社法改正） 1974 年       | .....       | S\$ 5  |
| 法律 19 号 1980 年中央厚生年金法告示（付表の入替） | .....       | S\$ 5  |
| 法律 16 号（会社の買収及び合併に関する）         | .....       | S\$ 5  |
| シンガポール共和国会社法                   | （会 員） ..... | S\$ 60 |
|                                | （非会員） ..... | S\$ 70 |
| 会社法・1984 年改正法                  | （会 員） ..... | S\$ 20 |
|                                | （非会員） ..... | S\$ 30 |
| シンガポール共和国憲法（再版）                | （会 員） ..... | S\$ 10 |
|                                | （非会員） ..... | S\$ 15 |
| 憲法改正法（1984，1985 年）             | .....       | S\$ 5  |
| 国会議員選挙法（再版）                    | （会 員） ..... | S\$ 10 |
|                                | （非会員） ..... | S\$ 15 |
| 事業登記法（1973 年法律第 36 号）          | （会 員） ..... | S\$ 15 |
|                                | （非会員） ..... | S\$ 20 |

## 為替管理・関税

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 関税法（1979年関税令） .....       | S\$ 15 |
| 法律第6号（為替管理法改正）1976年 ..... | S\$ 5  |
| 金融業者法 .....               | S\$ 10 |
| 財務諸表公開原則 .....            | S\$ 15 |

## 業種別規則

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 法律第18号工場法改正法（1973年） ..... | S\$ 5  |
| 大気汚染防止法（1971年） .....      | S\$ 10 |

## 特許・商標・その他

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| シンガポール共和国特許（実施権）法 ..... | S\$ 5       |
| シンガポール共和国商標法 .....      | S\$ 10      |
| 価格規則法 .....             | S\$ 5       |
| 1975年水質汚染規則制及排水法 .....  | S\$ 10      |
| 1971年海洋汚染防止法 .....      | S\$ 5       |
| 印刷・出版業者法 .....          | (会 員) S\$ 2 |
|                         | (非会員) S\$ 3 |
| ホテル法 .....              | (会 員) S\$ 5 |
|                         | (非会員) S\$ 8 |

## 労働関係

|                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| 労働組合法（1977年） .....                 | S\$ 10       |
| 法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年 .....       | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報（第25号） .....               | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報（第26号） .....               | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法） .....   | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法） .....     | S\$ 5        |
| 労働雇用法（1976年幼少年雇用規則） .....          | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法） .....      | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律） ..... | S\$ 5        |
| シンガポール共和国雇用法（改訂版） .....            | (会 員) S\$ 15 |
|                                    | (非会員) S\$ 20 |
| 中央厚生年金法（改訂版） .....                 | S\$ 5        |
| 労働三法（雇用法・組合法・関係法） .....            | S\$ 30       |

## 商工会議所出版物

|                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| 業種別会員名簿（1986 / 87年） .....       | (会 員) S\$ 15 |
|                                 | (非会員) S\$ 30 |
| 月報（各月号） .....                   | S\$ 8        |
| 「最近の労働条件」実態調査報告書（1985年6月） ..... | (会 員) S\$ 10 |
|                                 | (非会員) S\$ 20 |
| シンガポールにおける企業経営ガイド .....         | (会 員) S\$ 15 |
|                                 | (非会員) S\$ 30 |



## 編集後記

桜の話題かと思えば、ドカ雪の話題の聞こえる日本と、雨期も忘れかけ本格的な南国の暑さを迎えようとしているシンガポールの間で、去る人、来る人。3月は転任だけでなく子女の入学等に供う家族の移動とあわただしさが感じられます。

益々、円高不況は深刻となり体質改善を求められている日本に戻られる方々、不況も底をついたと言われるシンガポールに着任される方々、どちらもまだまだきびしい経済状況が続きそうですが、この月報が多少なりとも参考になれば幸いです。

やはり本年も円高ドル安基調と予想された東銀の**小堀氏**。シンガポールの特徴ある金融マーケットを説明していただいた三菱銀行の**谷氏**。そして、日頃シンガポールの町中で、見かける熱心なカメラ族の話から、生きているフィルムの保存方法まで興味深くまとめていただきました富士フィルムの**七条氏**にいそがしい日常業務のあい間に原稿を上げていただき心より感謝申し上げます。

今月号の担当は**重盛**（凸版印刷）、**瀬下**（三菱倉庫）共にこの月報の編集を始めて担当させていただきました。

# MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 27 / 4 / 86

**JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE**

C.P.F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106

PRINTED BY  
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.  
155 Kallang Way # 02-11/12  
Singapore 1334. Tel: 2923831